

令和4年度

国民年金の保険料

国民年金保険料は前納がおトク

□座振替で2年前納が
おすすめです。

前納する場合の保険料額等

国民年金保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額について、厚生労働省告示により定められました。(令和4年厚生労働省告示第37号)

□座振替・クレジットカード納付方法は

- ①2年度分の前納(4月～翌々年3月分)
- ②1年度分の前納(4月～翌年3月分)
- ③6か月分の前納(4月～9月分、10月～翌年3月分)
- ④毎月(早割・口座振替のみ)
※納付期限よりも1ヶ月早く振替
- ⑤毎月(割引なし)

以上の5種類から選べます。

令和4年度 国民年金保険料 納付額比較 (令和4年4月時点)

令和4年度	1ヶ月分		6ヶ月分		1年度分		2年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付及び翌月末振替の口座振替)	16,590円	—	99,540円	—	199,080円	—	397,320円	—
【早割】 (当月末振替の口座振替)	16,540円	50円	99,240円	300円	198,480円	600円	—	—
6か月前納(現金納付)	—	—	98,730円	810円	197,460円	1,620円	—	—
6か月前納(口座振替)	—	—	98,410円	1,130円	196,820円	2,260円	—	—
1年前納(現金納付)	—	—	—	—	195,550円	3,530円	—	—
1年前納(口座振替)	—	—	—	—	194,910円	4,170円	—	—
2年前納(現金納付)	—	—	—	—	—	—	382,780円	14,540円
2年前納(口座振替)	—	—	—	—	—	—	381,530円	15,790円

現金で2年分
を毎月納付

令和4年度分 保険料 16,590円 × 12ヶ月 = 199,080円

令和5年度分 保険料 16,520円 × 12ヶ月 = 198,240円

国民年金保険料
(割引なしの額)

令和4年4月から…月額16,590円

令和5年4月から…月額16,520円

合計
397,320円

□座振替2年前納
ならここから、
15,790円割引!

現金・クレジットカードの
2年前納ならここから、
14,540円割引!

お問い合わせ先 大和高田年金事務所…TEL0745(22)3531
吉野町 町民税務課 年金担当 NTT…TEL(32)3081(代) IP直通…TEL(39)9063

令和4年度 町税の納付及び納期限

☎NTT…TEL (32) 3081
IP直通…TEL (39) 9062

月/科目	固定資産税	軽自動車税	町県民税
5月	1期(5月31日)	全期(5月31日)	
6月			1期(6月30日)
7月	2期(8月1日)		
8月			
9月			2期(9月30日)
10月	3期(10月31日)		
11月			3期(11月30日)

納付が可能な金融機関

- ・南都銀行 ・りそな銀行 ・奈良県農業協同組合
- ・近畿2府4県内のゆうちょ銀行または郵便局



ご注意ください

- ▶銀行やコンビニエンスストアでの納付に際して、誤って「全期」と「1、2、3期」の両方を一括して納付されるケースが増えています。お間違えのないようにお願いします。
- ▶納付書は、コンビニ各社との取り決めにより、ホッチキスで止めることは出来なくなりました。
- ▶納付書(固定資産税、町県民税)は、1年分を一括して納付する「全期」と3回に分けて納付する「1期」「2期」「3期」の4枚で構成されています。



スマートフォンアプリで町税等の納付ができます。

対象のアプリをスマートフォンにダウンロードし、事前に利用登録したうえ、カメラ機能でバーコードを読み取ることで、簡単に町税等を納付することができます。時間や場所を選ばず納付が可能で、手数料もかかりません。(ダウンロード時や利用時に発生する通信費等は利用者負担となります。)

対象となる税目等

- ・住民税(普通徴収)
- ・固定資産税
- ・軽自動車税(種別割)
- ・国民健康保険税(普通徴収)
- ・上下水道料金

利用可能なアプリ

- ・PayPay
- ・LINE (LINEPay請求書支払い)
- ・PayB

納税相談窓口のご案内

月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)の午前8時30分～午後5時15分まで、役場 町民税務課で町税に関する納税相談をお受けしています。相談は電話でもお受けします(ご相談内容によっては来庁をお願いする場合があります)。

場 所 町民税務課(役場1階)
取扱い税目 町県民税・固定資産税
軽自動車税・国民健康保険税

*相談にお越しの際は、印鑑・納税通知書をお持ちください。

納期限までに納めることができない場合には、そのまましておかないで早めにご相談ください。

☎ 町民税務課
TEL NTT…(32)3081 IP直通…(39)9062

奈良県からのお知らせ 自動車税の納期限は5月31日です

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売などの場合は使用者)に課税されます。必ず納期限(5月31日)までに納付してください。納期限を過ぎると延滞金が加算されます。金融機関や県税事務所の窓口だけでなく、コンビニ、ペイジー、インターネットを利用したクレジットカードでも

納付ができます。詳細につきましては、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。運輸支局での住所変更手続きが遅れている等の理由により、自動車税納税通知書が届いていない場合は、奈良県自動車税事務所(自動車税第一課 TEL0743-51-0081)へご連絡ください。

※住所変更された方や県外ナンバーの自動車をお持ちの方は運輸支局で速やかに変更登録の手続きをしてください。